

緊急消防援助隊の後方支援のあり方について

1 後方支援部隊について

(1) 基準（緊急消防援助隊の基本計画による）

- ・ 後方支援部隊を構成する後方支援隊は、隊員 2 人以上で編成されるものであること。（別紙 1 参照）
- ・ 後方支援隊は、被災地において、消火部隊、救助部隊及び救急部隊等が 72 時間以上活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

(2) 登録部隊数

平成 24 年 6 月現在で全国 641 隊。考え方として、都道府県毎に活動隊（消火隊、救助隊、救急隊等）概ね 5 隊に 1 隊の割合を示している。

2 消防庁として講じてきた後方支援体制強化方策について

(1) 無償使用制度の活用

補助金による支援車 I～IV 型車両の整備を図ってきたほか、通常の消防活動では利用頻度が極めて少ないが、緊急消防援助隊の活動に特化するような後方支援用の車両・資機材を全国的に配備。（別紙 2 参照）

(2) 緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱の改正

東日本大震災での活動経験を踏まえ、緊急消防援助隊に部隊登録していない地方公共団体も含め、部隊派遣を伴わない地方公共団体も当該負担金の交付対象団体とすることで、後方支援体制の充実を図ったもの。

(3) 都道府県が策定する計画見直しの促進（作成例の改訂を通知）

応援等実施計画

- ・ 都道府県又はブロック単位での効率的な後方支援活動の実施
- ・ 国有財産等の無償使用により配備された車両及び資機材の効果的な運用
- ・ 後方支援活動の円滑な実施のため事前計画の策定
(例) (宿営場所の設営 部隊の任務分担 食糧等の備蓄計画)
(装備資機材の搬送計画等)
- ・ 都道府県と消防本部の役割分担
- ・ 都道府県及び各消防本部の相互協力

受援計画

- ・ 宿営場所について、野営を前提とした場所の選定だけでなく、活用可能な既存施設等の選定を依頼
- ・ 情報共有について
- ・ 災害時の体制整備について
(例) 燃料、重機、物資等の調達のための体制整備

3 各都道府県における後方支援部隊運用の現状
別紙3のとおり。



受援側の拠点機能に並行し、緊急消防援助隊の自己完結力についても向上を図るべき（別紙4）

別紙1

部隊種別	部隊種別の詳細
装備車両	車両区分表
後方支援部隊	隊員2人以上で編成され、被災地において消火・救助・救急部隊等が72時間以上活動することを可能とするために必要な、輸送・補給活動を主な任務とする部隊
支援車Ⅰ型	緊急消防援助隊の隊員の生活に必要な資機材（寝具、食料等）を輸送し、給水設備、トイレ等を装備している車両
支援車Ⅱ型	コンテナ等の資機材収容設備を自己の設備により脱着することができる資機材搬送車両
支援車Ⅲ型	乗車人員20人以上で後部に資機材積載スペースを有し、被災地へ交代要員及び資機材等を同時に搬送することが可能な車両
支援車Ⅳ型	被災地の指揮連絡体制を強化する為、機動性・悪路走破性に優れた各種無線機、ファクシミリ等を装備した車両
大型除染システム車	毒劇物災害等で汚染された被災者の除染、又は汚染場所にて活動した隊員の除染のために必要な、大型除染システムを積載した車両
燃料補給車	災害現場において活動車両に対し燃料補給（軽油）を行う車両
広報通信車	被災地における映像情報収集・発信及び広報活動を行うための通信施設等を搬送する車両（例：衛星通信車、可搬型ヘリテレ受信機等搬送車、無線中継車）
航空隊支援車	主として航空隊の支援を行う車両
資機材搬送車	支援車Ⅱ型に該当しない、平ボディ及びバン型車等、主として資機材等の搬送を目的とした車両（積載量は問わない）
人員輸送車	支援車Ⅲ型に該当しない、1BOX、ステーションワゴン及びマイクロバス等、主として人員の輸送を目的とした車両（乗車定員は問わない）

緊急消防援助隊の後方支援部隊用車両等 (消防庁無償使用関係分)

支援車 I 型

【概要】

この支援車 I 型は、大規模災害や特殊災害発生時において、長時間の消防活動の支援並びに緊急援助隊の後方支援を目的とするもので、ボディが拡張する機能を有しており、トイレ、シャワー、固定式小型厨房等を装備するとともに、各種災害に対応した資機材収納室を有したものである。また、資機材収納室を補助席として転用することにより、最大約20名の乗車が可能となる。

カーゴコンテナを6台積載可能

居室部分に8名分の座席

資機材収納室をベッドに転用(4名分)

クイックテント1張積載 テント3張積載(8名用×3張) バルーン照明3基 車両右側に拡張機能

【諸元性能】
 全長: 11m以内
 全幅: 2.5m以内
 全高: 3.8m以内
 車両総重量: 20t以内
 資機材収納室最大積載量: 4t
 乗車定員: 10名
 (補助席利用時約20名)
 主な装備:
 左記の他、冷暖房、地上デジタルテレビ、ホワイトボード、冷蔵庫、ガスレンジ、給湯設備、清水タンク、汚水タンク、パワーゲート、発動発電機、カーナビ等

LPガスボンベ 8kg × 2本

【配備先】

17道府県(北海道・青森県・山形県・福島県・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・広島県・福岡県・熊本県・宮崎県・鹿児島県)の各1消防本部(17台)
 (既に全都道府県に各1台配備済み。)

支援資機材

【概要】

緊急消防援助隊の長期にわたる活動を支援するためのエアertentをはじめとする資機材

【エアertent】



エアertent正面



エアertent連結状況



スポットクーラー



バッテリーユニットと暖房機

【その他付属品】



資機材コンテナ



折り畳み式リヤカー



簡易トイレ



簡易ベット・寝袋



発電機

主な規格

【エアertent】

大きさ：4m×5m×2.5m

(内幕・防虫ネット付)

収容人員 8人

冷暖房装置 各1式

室内灯 4本

【その他付属品】

発電機等 1式

簡易トイレ 1式

(簡易テント付)

寝袋 8個

簡易ベット 8個

エアーマット 8個

折り畳みリヤカー 1台

資機材コンテナ 2台

【配備先】

各都道府県の439消防本部（500式）

燃料補給車

【概要】

被災地において活動する全ての消防車両（軽油燃料車）を対象に燃料補給活動を行う車両である。指定数量未満の軽油を貯蔵でき、直接車両の燃料タンクに給油できる設備を有している。

【主な仕様と装備】

- ・全長 4,700mm以内（2トントラックシャシ）
- ・全幅 1,700mm以内
- ・全高 2,600mm以内
- ・シングルキャブ、四輪駆動
- ・積載タンク容量950リットル（第四類第2石油類 軽油）
- ・カーナビゲーション搭載
- ・無線機（150MHz）1式設置



【配備先】

30県（青森県・岩手県・秋田県・山形県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・長野県・岐阜県・静岡県・三重県・滋賀県・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・山口県・香川県・愛媛県・高知県・大分県・宮崎県・鹿児島県）の各1消防本部（30台）

（既に北海道・宮城県・東京都・愛知県・京都府・大阪府・広島県・福岡県の8都道府県に配備済み。）



人員輸送車概要

【概要】

緊急消防援助隊の活動における隊員の輸送を行うことで、長期間における消防活動を支援する車両である。

また、積載スペースを活用し資機材搬送を行うことが可能であるとともに、被災地においては、車内の座席を倒すことにより隊員の休息場所などとして使用することが可能である。

【主な仕様と装備】

- ・全長 7,300mm以内（マイクロバスベース）
- ・全幅 2,100mm以内
- ・全高 3,500mm以内
- ・乗車定員 24人以上
- ・車内後部に資機材積載スペースを設け、資機材の積込を考慮して、車両後部扉は観音扉とする。
- ・車体後方屋根部分に、荷物積載用のルーフラックを設置
- ・カーナビゲーション搭載
- ・無線機（150MHz）1式設置

【配備先消防本部】

各都道府県1消防本部（47台）



ルーフラック昇降用梯子



ルーフラック



カーナビゲーション、無線機

資機材搬送車

【概要】

緊急消防援助隊の活動において必要となる資機材を搬送することで、消防活動を支援する車両である。

荷台部分をアルミボディ製とし、資機材の汚損を防ぐとともに、ラッシングレールの敷設により積載した資機材の固定が容易にできる。

パワーゲートを装備しており、重量物の資機材を容易に積み下ろしすることができる。

【主な仕様と装備】

- ・全長 7,500mm以内（4トントラックシャシ）
- ・全幅 2,500mm以内
- ・全高 3,500mm以内
- ・四輪駆動
- ・カーナビゲーション搭載
- ・無線機（150MHz）1式設置

【配備先】

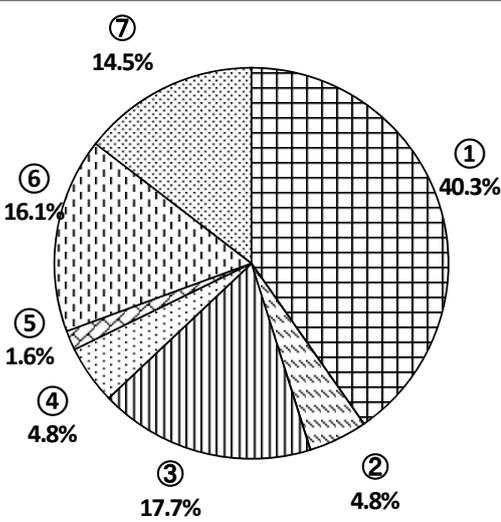
各道府県1消防本部（46台）



パワーゲート

後方支援部隊の派遣体制等に関する調査結果について

1 東日本大震災での後方支援活動でうまくいった事案はどのようなことですか？



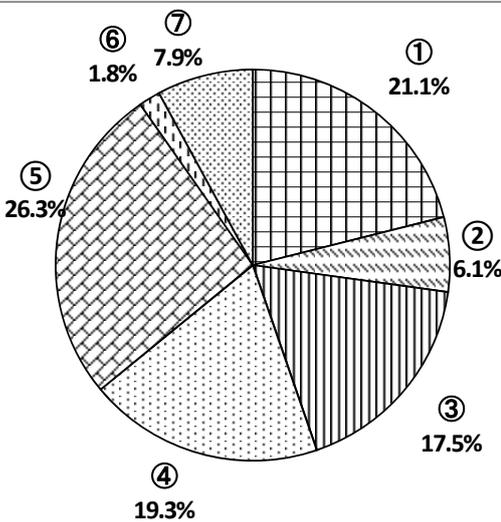
【回答凡例】

- ① 野営をせずに、宿泊施設や公共施設を使用できた。
- ② 民間団体との協定により、物資や搬送手段等の調達を実施することができた。
- ③ 都道府県で一括した後方支援活動ができた。
- ④ 都道府県内をブロック分けすることにより、迅速な後方支援活動を実施することができた。
- ⑤ 後方支援隊に特化した事前計画があったため、出動及び活動がスムーズに実施できた。
- ⑥ 特になし
- ⑦ その他

【⑦その他】の主な内容

- ・県がバスを借り上げて、一括で交代要員を輸送した。
- ・被災地近郊県に「補給基地」を設置、職員を派遣して対応した。
- ・給油に関して、民間団体との協定により調達ができた。

2 東日本大震災での後方支援活動でうまくいかなかった事案はどのようなことですか？



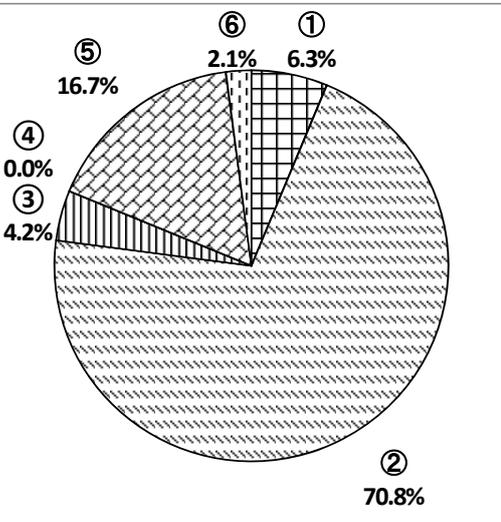
【回答凡例】

- ① 防寒や暖房の面で不足するところがあった。
- ② 民間との協定がうまく機能しなかった、または協定を締結していなかったため物資調達などに手間取った。
- ③ 出動した消防本部それぞれで後方支援を実施することにより、十分な対応ができなかった。
- ④ 衛生面の装備が十分ではなかった。
- ⑤ 被災地の状況を把握できていなかったため、燃料や食料等の調達に手間取った。
- ⑥ 特になし
- ⑦ その他

【⑦その他】の主な内容

- ・関東以北では、物資調達が困難であった。
- ・防寒対策が不十分であった。
- ・食料の準備は本部ごとであったため、個々に内容が異なった。

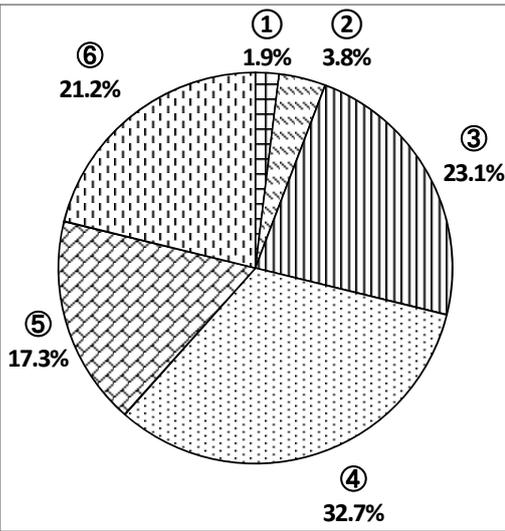
3 緊急消防援助隊出動時における後方支援部隊の派遣体制について、事前の計画、取り決めなどはありますか？



【回答凡例】

- ① 後方支援部隊に特化した計画などがある。
- ② 緊急消防援助隊の出動計画があり、その中のひとつの部隊として記載がある。
- ③ 策定中
- ④ 策定予定
- ⑤ ない
- ⑥ その他

4 後方支援に係る物資、資機材の搬送は、どのようにしていますか？



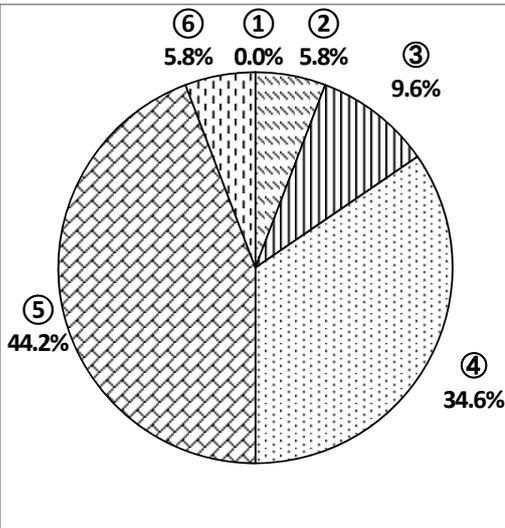
【回答凡例】

- ① 都道府県でトラック協会等と協定を締結しており、一括して搬送することとしている。
- ② 都道府県で災害の都度民間のトラック等を手配し、一括して搬送することとしている。
- ③ 消防機関の資機材搬送車等で都道府県隊分を一括して搬送することとしている。
- ④ 出動した消防本部ごとにそれぞれで搬送することとしている。
- ⑤ 事前の取り決めはない。
- ⑥ その他

【⑥その他】の主な内容

- ・ブロックごとに物資、資機材の搬送を行った。
- ・民間トラックを手配して搬送した。

5 派遣元から被災地までの交替要員の輸送は、どのようにしていますか？



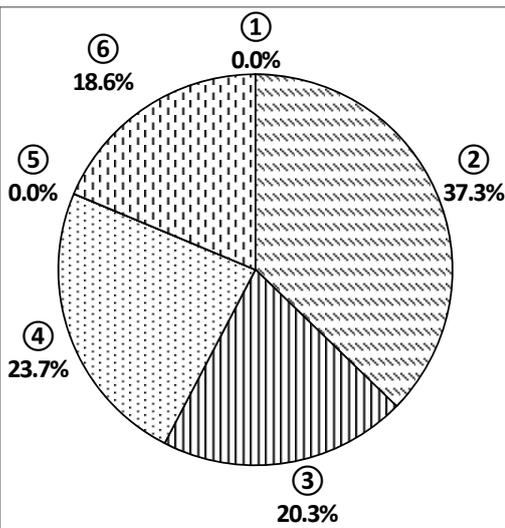
【回答凡例】

- ① 都道府県でバス協会等と協定を締結しており、一括して輸送することとしている。
- ② 都道府県で災害の都度民間のバス等を手配し、一括して輸送することとしている。
- ③ 消防機関の人員輸送車等で都道府県隊一括して輸送することとしている。
- ④ 出動した消防本部ごとにそれぞれで輸送することとしている。
- ⑤ 事前の取り決めはない。
- ⑥ その他

【⑥その他】の主な内容

- ・状況により民間バスを借り上げて対応した。
- ・市所有の大型バスで県隊を一括輸送した。

6 派遣を想定しての食糧、資機材等の備蓄等をしていますか？



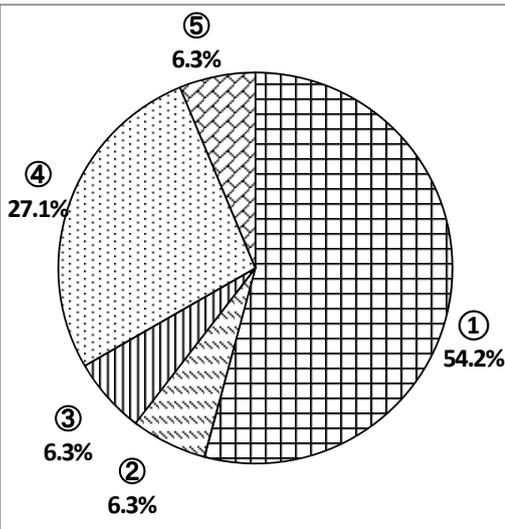
【回答凡例】

- ① 都道府県で都道府県隊分を一括して備蓄している。
- ② 各消防本部ごとに備蓄している。
- ③ 緊急消防援助隊専用ではない備蓄を使用することとしている。
- ④ 災害の都度手配することとしている。
- ⑤ 新たに備蓄予定
- ⑥ その他

【⑥その他】の主な内容

- ・各消防本部で購入方法、担当者等を事前に決めている。
- ・県の防災備蓄品を、緊急消防援助隊に提供した。
- ・迅速出動用として20人分×5日分の食料と飲料水を備蓄。
- ・各消防本部で備蓄及び災害の都度調達は異なっている。
- ・消防本部ごとに72時間活動可能な食糧等を携行することとしている。

7 後方支援部隊の活動、任務について都道府県内での取決めはありますか？



【回答凡例】

- ① ある
- ② 策定中
- ③ 策定予定
- ④ ない
- ⑤ その他

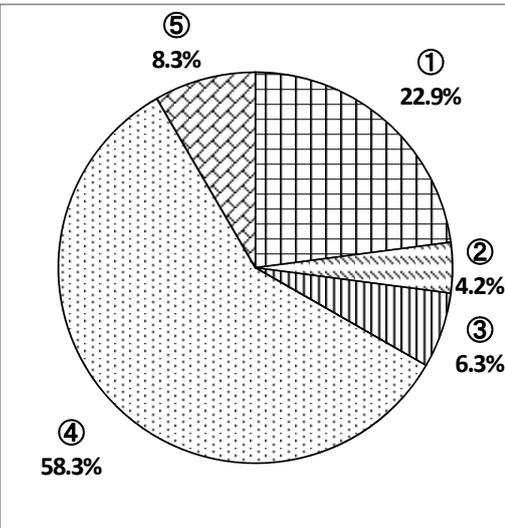
【①ある】の主な内容

- ・ 後方支援部隊活動要綱を策定している。
- ・ 後方支援活動マニュアルを作成した。

【②策定中】の主な内容

- ・ 県の役割を考慮し、後方支援に特化した計画を策定予定。

8 後方支援活動に関して、独自の工夫等がありますか？



【回答凡例】

- ① ある
- ② 計画中
- ③ 計画予定
- ④ ない
- ⑤ その他

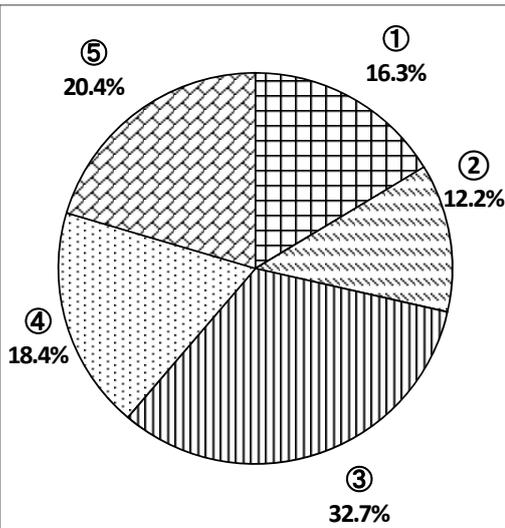
【①ある】の主な内容

- ・ 給食時のゴミを最小限にするよう工夫している。
- ・ 主要3部隊と別れて集結、出動。
- ・ 後方支援活動要綱を策定し、役割や資機材等を明確にした。
- ・ 県隊として統一した後方支援活動をすでに実施している。
- ・ 食料等購入の現金を後方支援部隊が携行することとしている。
- ・ 第2次隊以降、状況により県職員を派遣することとしている。

【②計画中】の主な内容

- ・ 食料の在庫状況管理システムを検討中。

9 都道府県の対応等を含め、東日本大震災以降、後方支援活動に関して見直し等を行いましたか？



【回答凡例】

- ① 見直した
- ② 見直し中
- ③ 見直し予定
- ④ 見直し予定はない
- ⑤ その他（主な内容）

【⑤その他】の主な内容

- ・ 食料等の物資について、都道府県単位で一元管理を検討しているが、備蓄場所、費用等の課題があるため、策定まで至っていない。
- ・ ブロックごとに、支援隊を1隊出動させることとしている。

【後方支援等に関する各都道府県からの主な意見】

- ・大規模地震の際には高速道路のサービスエリアに物資及び食料等を備蓄し、緊援隊の活動拠点（野営・宿営場所）として使用が可能となれば、交通の便や燃料補給も含め有効な後方支援活動の場所となる。
- ・緊急消防援助隊の派遣が消防長官の指示の場合は、県が後方支援に経費を含めて協力できるが、求めの場合には、県に対する経費負担がなされないことから後方支援に協力が困難である。
- ・東日本大震災のような長期派遣で、遠隔地への派遣については、派遣が定期的な割合で人員交代等を行う段階になった場合、民間バスの活用は、隊員の労務軽減に繋がるものである。
- ・宿営は、屋外で実施する場合と、施設を借用して実施する場合とでは、隊員の疲労度、防寒、衛生面に大きな違いがある。
- ・避難施設に宿営すると、避難者への気遣い等から十分な休息がとれない。
- ・応援県であっても、震災の影響から物流が停滞する。

緊急消防援助隊〇〇県隊後方支援活動要領（作成例）

1 目的

この要領は、〇〇都道府県隊後方支援部隊の組織及び運営に関し必要な事項を定め、もって大規模災害又は特殊災害が発生した場合における緊急消防援助隊〇〇都道府県隊が円滑かつ安全に活動できるよう支援することを目的とする。

2 任務

- (1) 後方支援部隊は、〇〇都道府県隊全体の支援を行うものとする。
- (2) 後方支援部隊長は、〇〇都道府県隊長の指揮の下、後方支援部隊を指揮し、任務遂行のため、後方支援本部等関係機関と緊密に連携するものとする。
- (3) 後方支援部隊員は、後方支援部隊長の指揮の下、〇〇都道府県隊が円滑かつ安全に活動ができるよう別添えの任務を実施する。

3 編成

- (1) 後方支援部隊長
後方支援部隊長は、〇〇市消防本部をもって充てることとし、〇〇都道府県隊長の指示を受け、出動体制が整い次第、隊を出動させるものとする。
- (2) 編成消防本部
後方支援部隊は中隊を編成することとし、〇〇市消防本部、〇×市消防本部、××市消防本部をもって充てる。
- (3) ブロック
〇〇ブロックの幹事消防本部を〇〇消防本部、〇×ブロックの幹事消防本部〇×消防本部、××ブロックの幹事消防本部を××消防本部とする。
- (4) 通信班
通信班は、後方支援本部等関係機関と、後方支援に関する通信を行うものとする。
- (5) 活動調整班
活動調整班は、〇〇都道府県隊の活動が円滑に実施されるよう、各後方支援隊の活動調整を行うものとする。
- (6) 炊事・衛生・調達班
炊事・衛生・調達班は、〇〇都道府県隊の活動が継続的に維持できるよう、炊事、衛生管理及び必要な物資の調達を行うものとする。

- 4 後方支援部隊の搬送資機材及び輸送の分担
別表1の通りとする。

- 5 宿営資機材等一覧
別表2の通りとする。

- 6 食糧・燃料の調達
後方支援本部等と密接に連携し、各種災害協定等を十分に活用し、後方支援に必要な物資の調達にあたるものとする。

- 7 衛生管理
後方支援本部等と密接に連携し、各種災害協定等を十分に活用し、感染症等を防止するために十分な衛生管理を行うものとする。

- 8 その他
被災地の物流が停止した場合は、後方支援本部が、被災地の近隣都道府県等と調整し、物資の補給拠点を設置するよう努めるものとする。

(作成に係る留意事項)

- ・ 出動の迅速さが求められ、かつ被災直後の環境下で活動が継続できるような第一次派遣体制を重要視すること
- ・ 効率的で県隊一体となった後方支援体制の構築に努めること
(必要に応じ、出動についてはブロック単位とできること)
- ・ 緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱の一部改正を踏まえ、効率化向上に向けた後方支援の役割分担について関係者間の協議が望ましいこと
- ・ 必要に応じ、後方支援本部の役割も記載することが望ましいこと

後方支援部隊の任務

1 宿営場所の設置、維持管理に関すること

- (1) 宿営場所の設営及び維持管理
- (2) トイレ等の生活場所の確保及び維持管理

※ し尿の処理について、被災地にて処理することが困難な場合には、各消防本部の簡易トイレを使用し、各市町等にて処理するよう維持管理を行うものとする。

- (3) 宿営場所の警備

2 後方支援にかかる物資及び資機材等の搬送

- (1) 宿営資機材
- (2) 各部隊等の活動資機材の内、自車積載が困難なもの
- (3) 燃料等
- (4) その他必要なもの

3 物資（不足する消耗品、活動上必要な資機材等）の調達

- (1) 後方支援本部及び各消防機関への必要物資の要請
- (2) 不足する必要物資の現地調達
- (3) 現地消防本部等との連絡調整による給油事業所等の確保

4 車両、後方支援にかかる物資及び資機材等の保守管理

5 交替要員等の調整・搬送

※ 交替要員等の搬送については、無償使用により配備された車両を〇〇都道府県隊として一体的に運用するが、派遣が遠隔又は長期間に及ぶ場合等で対応が困難と予想される場合には、〇〇都道府県を通じて協力要請を行い、民間機関等搬送を依頼する。

6 〇〇都道府県隊活動状況の記録

全体的な活動状況をカメラ及びビデオ等にて記録し、必要な場合は後方支援本部へ情報提供する。

※ 〇〇都道府県隊長と後方支援部隊長が協議し、必要と判断した場合は、記録をとることとする。

※ 後方支援本部は、取りまとめた情報を〇〇都道府県内消防本部及び〇〇都道府県に提供する。

7 その他必要な後方支援業務

後方支援部隊の搬送資機材及び分担

〇〇都道府県隊の活動に必要な資機材等を分類し、その搬送は次表を参考とする。

1 後方支援部隊車両区分について

車両種別	車両区分	登録消防本部
支援車Ⅰ型	〇〇都道府県隊の隊員の生活に必要な資機材を輸送し、給水設備・トイレ等を装備している車両	〇〇市 ××市
支援車Ⅱ型	コンテナ等の資機材収納設備を自己の設備により脱着することができる資機材搬送車両	
支援車Ⅲ型	乗車人員20人以上で後部に資機材積載スペースを有し、被災地へ交替要員及び資機材等を同時に搬送することが可能な車両	
支援車Ⅳ型	被災地の指揮連絡体制を強化するため、機動性・悪路走破性に優れた各種無線機、ファクシミリ等を装備した車両	△△市
燃料補給車	災害現場において活動車両に対して、燃料補給（軽油）を行う車両	〇〇市 ××市
資機材搬送車	支援車Ⅱ型に該当しない平ボディ及びバン型車等、主として資機材等の搬送を目的とした車両（積載量は問わない）	□△市
人員輸送車	支援車Ⅲ型に該当しない1BOX、ステーションワゴン及びマイクロバス等、主として人員の輸送を目的とした車両（乗車定員は問わない）	〇△市

※ 下線の消防本部については、平成25年度緊急消防援助隊車両として登録とする。

2 搬送資機材等及び分担

	支援車Ⅰ型	支援車Ⅳ型	燃料補給車	資機材搬送車	人員輸送車	民間支援車
食料及び飲料水	○			○	○	○
車両及び機械燃料	○		○（軽油のみ）	○		○
エアートント一式	○			○		○
野営資機材一式	○			○		○
簡易トイレ等				○		○
し尿処理容器等				○		○
照明器具	○					
発電機	○			○		○
調理器具	○					
生活燃料	○					
通信資機材		○				
記録資機材		○				
交替要員					○	○
活動に必要な資機材				○		○
災害に応じて搬送すべき資機材（救護所用資機材及び放射線防護資機材等）				○		○
その他必要な共有資機材				○		○
自車で積載困難な資機材	○			○		

※ 民間支援車については、協議のうえ必要と認めた場合とする。

※ 上表は搬送資機材等の分担に関する参考とし、可能な限り各隊が協力し、各後方支援車両で分担する。

※ 上表に記載の資機材等の他、県隊長が必要と認めた場合は搬送する。

